

第25回踊っこまつりキッチンカー（移動販売車）出店者募集要項

- 1 目的 第25回おどっこ祭りの加古川駅北競演場にて踊り子と観客に飲食等を提供し祭りを盛り上げるキッチンカー所有の飲食店等が出店できるものとする。

2 概要

(1) 出店日 令和5年5月4日

(2) 出店場所 加古川駅北自動車整理場

(3) 面積 1区画15㎡（奥行3m×幅5m）

(4) 出店台数 静音型発電機使用 5台

発電機不使用 5台

(5) 出店形態 販売品目は、飲食物等とし、保健所で許可を受けたキッチンカー又は自走式の移動式販売車とします。テント、机等の設置はできません。

※会場は電気・水道設備はありません、出店者で用意してください。

(6) 販売可能時間 10:00 から 14:00

※ステージ演舞は11:00~14:00（予定）

(7) 出入庫時間 9:00 から 9:30

14:15 から 14:30

上記以外の車の出入庫はできません。

(8) 出店場所 出店場所の希望はできません。当日指定した位置となります。

(9) その他 加古川駅北自動車整理場にて出店いただいたキッチンカー
で希望する方は市役所前広場の本部競演場にて 3 日の前夜
祭及び 4 日の午後 2 時 30 分以降の出店が可能です。

3 出店申込資格・制限

(1) 出店申込資格 飲食物の販売は次の要件をすべて満たす法人又は個人に
限り申込をすることができます。

① 市内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有すること

(営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、
菓子製造業又は喫茶店営業であること。)

② イベント当日に営業許可証の期限が有効であること。

③ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有する者であること。

④ 食品賠償保険等に加入している者であること。

⑤ 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者。

(2) 出店申込制限 次のいずれかに該当する法人又は個人は、申込をするこ
とができません。

① 過去 3 年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。

② 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそこに属する者。

- ③ 法律行為を行う能力を有しない者。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は
民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経
営状態が著しく不健全であると認められる者。
- ⑤ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者。

4 応募の手続

(1) 申込書類

① 出店申込書

② 添付書類

ア 営業許可証の写し

イ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し

ウ 販売車の車検証の写し及び外観画像

エ 販売メニュー及び料金表

(2) 申込締め切り日 令和5年3月12日

(3) 提出方法及び提出先 ファックスにて踊っこまつり振興会

(fax 079-436-4351) に提出ください。

(4) 出店許可 応募者多数の時は、東播磨地域に店舗がある飲食店等または
東播磨地域で出店するキッチンカーを優先し、それでも予定数を超えた

時は抽選とします。

- (5) 出店料 5,500 円 (税込) ※出店料は、3月12日までに振込ください
イベントは雨天決行です。出店者の都合等いかなる理由でも返金できません。

5 その他

- (1) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期してください。
- (2) 出店による事故等は出店者の責任において対処していただきます。
- (3) 往来の妨げにならないよう十分配慮してください。
- (4) 音響設備や拡声器等の使用できません。
- (5) 会場は禁煙です。
- (6) 法令で定める申請・届出や必要な資格者の設置は、出店者の責任と負担で実施していただきます。
- (7) 出店スペースは常に清潔に保ち、清掃や廃棄物処理は、出店者の責任と負担でしていただきます。
- (8) 踊っこまつりではゴミは各自持ち帰りを原則としており、会場内にはゴミ箱は設置しません。観客や踊り子の皆さんにもお願いしておりますが、各店舗の周辺のゴミはそれぞれで回収してお持ち帰り下さい。ゴミが出ない・出さないまつりにご協力願います。

(9) 調理に火気を使用する場合、発電機を使用する場合、必ず消火器を設置してください。

(10) 静音型発電機はキッチンカーの横か後ろしか置けません。

6 出店場所 加古川駅北自動車整理場（加古川市加古川町篠原町 30-28）

